

社会福祉法人邦知会グレイス広沢
指定介護予防訪問看護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人邦知会が開設するグレイス広沢（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者が（以下「看護師等」という。）が、指定介護予防訪問看護の必要性を主治医に認められた要支援状態にある高齢者（以下「支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師等は、要支援者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 社会福祉法人 邦知会 グレイス広沢
- 二 所在地 群馬県桐生市広沢町6丁目307-11

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師等 看護職員 常勤換算方法により 3.3名以上
看護師等は、指定介護予防訪問看護の提供に当たるものとし、准看護師を除き、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を作成するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、原則として国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 8:30～17:30
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(介護予防訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 褥創の予防・処置
- 三 リハビリテーション
- 四 ターミナルケア
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の相談・助言
- 七 カテーテル等の管理
- 八 その他医師の指示により許可される医療処置

(利用料等)

第7条 指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護予防訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、サービス利用料金から介護給付額を差し引いた差額分とする。

2 死後の処置料は、10,000円とする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桐生市（新里町、黒保根町を除く）の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、介護予防訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第11条 事業所は、提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

2 事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 施設は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置及び、従業者に対する研修の実施

二 施設が整備した虐待防止のための指針の策定

三 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修

二 継続研修

2 事業所は、指定介護予防訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人邦知会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成28年9月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。